

平成20年12月24日
防衛省装備施設本部

「入札及び契約心得」の一部改正のお知らせ

このたび「入札及び契約心得」について、別紙のとおり、一部改正されましたので、お知らせします。

主な改正内容は、新たに、輸入品等に関する契約を締結している契約相手方の経理会計システム等の適正性及び社内不正防止及び法令遵守に関する体制等を確認するための輸入調達調査に関する事項が追加されたほか、原価計算方式で予定価格を算定している契約の契約相手方に適用される制度調査においても、社内不正防止及び法令遵守に関する体制を確認する調査が追加されました。

入札及び契約心得(平成18年7月31日防衛庁装備本部公示第1号)の一部を次のように改正する。

平成20年12月24日

装備施設本部長

9.2の見出しを「(制度調査又は輸入調達調査の受入れ)」に改める。

9.2.1を次のように改める。

9.2.1 相手方(下請負者を含む。以下同じ。)は、本部長が行う制度調査(原価計算方式で予定価格を算定して契約を締結している契約相手方の原価計算システムの適正性を確認するための調査であって、会計制度の信頼性、原価発生部門から原価元帳又はこれに相当する帳票類(以下「原価元帳等」という。)への集計システムの適正性、貸借対照表及び損益計算書の内訳と原価元帳等の数値の整合性その他これに類する必要事項を確認し、社内不正防止及び法令遵守に関する体制を確認する調査をいう。以下同じ。)又は輸入調達調査(輸入品等(防衛省が直接又は輸入業者を通じて外国から調達する装備品等(防衛省設置法(昭和29年法律第164号)第4条第13号に規定する装備品等をいう。以下同じ。)及び役務(日本国とアメリカ合衆国との間の相互防衛援助協定に基づく有償援助により調達する装備品等及び役務を除く。)をいう。以下同じ。)に関する契約を締結している契約相手方の経理会計システム等の適正性を確認するための調査であって、経理会計システム上の記録と契約相手方が提出した請求書等の整合性及び当該請求書に関連する書類の必要事項を確認し、社内不正防止及び法令遵守に関する体制を確認する調査をいう。以下同じ。)について、あらかじめ、本部長から通知を受けた場合には、これに協力するものとする。

9.2.2及び9.2.3中「制度調査」を「制度調査又は輸入調達調査」に改める。

9.13.1中「(防衛省が直接又は輸入業者を通じて外国から調達する装備品等(防衛省設置法(昭和29年法律第164号)第4条第13号に規定する装備品等をいう。以下同じ。)及び役務(日本国とアメリカ合衆国との間の相互防衛援助協定に基づく有償援助により調達する装備品等及び役務を除く。)をいう。以下同じ。)」を削る。

10.8中「企画調整課(特定調達調整専門官)」を「企画調整課(苦情処理専門官)」に改める。

附 則 この心得は、平成20年12月24日から施行する。